

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

環境管理課

- 岡山県木材業者、製材業者及び木材チツプ業者登録条例施行規則を廃止する規則

林政課

- 岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

都市計画課

【告示】

- 港湾施設における制限区域の設定等の一部改正
（県例規集登載）

港湾課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

都市計画課

【公告】

- 基本測量の実施

監理課

- 公共測量の終了

〃

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指
定の一部改正
（県例規集登載）

選挙管理委員会

- 令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部改正

〃

【教育委員会】

- 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定

教育委員会

- 岡山県文化財保護条例に基づく岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定の解除

〃

【公安委員会】

- 運転免許取得者等教育の認定の一部改正
- 運転免許取得者等検査の認定

運転免許課

◎岡山県規則第四号

岡山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県自然海浜保全地区条例施行規則（昭和五十六年岡山県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
第六条第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第五号

岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例施行規則を廃止する規則
岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例施行規則（昭和三十二年岡山
県規則第二十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第六号

岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

岡山県流域下水道事業財務規則（平成三十一年岡山県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

「第百十二条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第九十九号

平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一の表水島港の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

令和6年3月15日 岡山県公報 第12582号

◎岡山県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一地 先から	新	九・四〇・七	八二三・二
倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番 一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三四 番八地先まで		六・九〇・九	一一三三・九
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一地 先から	旧	九・四〇・七	八二三・二
倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番 一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三四 番八地先まで		六・九〇・九	一一〇三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 江与味上河内線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町江与味字成久上へ一一七〇 番三地先から 久米郡美咲町江与味字悦向五一三五番一 地先まで	新	四・〇 〇・二	二〇〇・〇
久米郡美咲町江与味字成久上へ一一七〇 番三地先から 久米郡美咲町江与味字悦向五一三五番一 地先まで	旧	四・〇 〇・二	二〇〇・〇
久米郡美咲町江与味字成久上へ一一七〇 番三地先から 久米郡美咲町江与味字悦向五一三五番一 地先まで	新	八・三 〇・三	二〇〇・〇
久米郡美咲町江与味字成久上へ一一七〇 番三地先から 久米郡美咲町江与味字城の後四〇二六番一 一地先を経て 久米郡美咲町江与味字悦向五一三五番一 地先まで	旧	八・三 〇・三	二〇〇・〇

令和6年3月15日 岡山県公報 第12582号

◎岡山県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	下原船穂線 江与味上河内線	倉敷市船穂町柳井原字殿坂一九一六番一地先から倉敷市船穂町柳井原字殿坂一九一六番六地先まで 久米郡美咲町江与味字成久上へ一一七〇番三 地先から久米郡美咲町江与味字川倉一一四番一地先を経て久米郡美咲町江与味字悦向五一三五番一地先まで	令和六年三月十五日

◎岡山県告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により井原都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

井原都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

井原市西江原町から井原市高屋町の一部区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、井原市建設経済部都市施設課

令和6年3月15日 岡山県公報 第12582号

〔一二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区、同市南区、倉敷市、津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和气郡和气町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町及び久米郡美咲町
測量の種類	基本測量（電子基準点測量）
測量期間	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

〔一二五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県内全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	測量の種類
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	測量期間

〔一二六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市	測量区域
公共測量（航空レーザ測量）	測量の種類
令和六年二月二十九日	終了年月日

〔一二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町江与 味地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年二月二十九日	終了年月日

〔一二八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和六年三月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、倉敷市環境リサイクル局下水道部下水経営計画課において縦覧に供する。

◎岡山県選管告示第十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中「特別養護老人ホームさくばらホーム」を「介護老人福祉施設光
憂館」に改める。

◎岡山県選管告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条の規定による令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者田野孝明の出納責任者田野孝明から訂正申出があったので、同法第九十二条第一項の規定により公表した令和六年岡山県選管告示第一号（令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨）の一部を次のとおり改正する。

令和六年三月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

「2月7日」を「1月13日」に、

「田野孝明後援会

41,656

」を

「自由民主党岡山県支部連合会

500,000

」を「2,500,000」を

田野孝明後援会

41,656」

「2,000,000」に改める。

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財の指定をする。

令和六年三月十五日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三八八号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 銅造誕生釈迦仏立像 一軀
- 四 所在地 倉敷市浅原一五七三
- 五 所有者 (宗) 安養寺
- 六 製作年代 奈良時代後期から平安時代前期
- 七 寸法 像高一三・八センチメートル
- 八 指定理由

誕生釈迦仏立像は、生まれながらにしてただちに東西南北に7歩進んで右手を挙げて天を指し、左手を垂下して地を指し、「天上天下唯我独尊」と獅子吼した釈迦の誕生姿を表したもので、釈迦の誕生を祝う灌仏会の主尊である。我が国においては、仏教伝来以降現代まで一部の宗派を除いて、造立されてきている基本的な尊像である。本像は、昭和三三（一九五八）年に、安養寺裏山経塚群（県指定史跡）の第二経塚において、箱形に積まれた石組の内部から横臥した状態で出土した。安養寺裏山経塚群は、三基の経塚からなり、第一経塚から出土した瓦経や塔婆形題箋等の多くが国の重要文化財に指定されるなど、経塚・経典研究に優れた史料を提供した貴重な史跡である。第三経塚から出土した応徳三（一〇八六）年銘の瓦経によって、この経塚群は平安時代後期の造営で、本像も同じ時期に埋納されたと推定される。錆が進行しているのは、永らく土中にあつたためと考えられる。

像高は一三・八センチメートル、台座に差し込むための心棒を含めた全高は一七・五センチメートルを測り、鑄造法にて調整され、鑿により衣文の整形を施した無垢像である。

肉髻相の頭部が大きく、目鼻立ちも大ぶりであるのに対し、体軀は細く奥行が少なく、しなやかに造形されている。上半身は裸形で、両胸にかすかに膨らみをもたせ、背面の背筋にはくぼみをつける。現状では欠損している右肩より先は、別鑄の腕で天を指していたものと推察される。

下半身は裙を着け、裙裾は台座まで及んで足首は隠し、足先を表しており、この像容は奈良時代後期以降の特徴を示す。裙の上縁が一段折り返されており、腰正面で腰紐を結ぶ。裙の襷は体軀の表現に呼应して柔らかかに流れる。上体を反り身にあらわして腹をわずかに前へ突き出し、左手はやや曲げて垂下し、掌は大腿部外側に当てる。

蓮肉部に段を作る造形は、材は異なるが、鑑真在世時の製作とされる奈良・唐招提寺旧講堂木造像の造形に近似する。また、右腕を別鑄にする点は、身体の分節表現が可能になる奈良時代後期以降の特徴を示しており、製作の上限は鑑真来朝（天平勝宝六（七五四）年）以降と考えられる。

蛍光X線による材質検査では、銅（Cu）の含有率が七三パーセントから七五パーセントを示しており、他の奈良期の作例とはやや異なるものの、像容形式は奈良時代後期の特徴を示す。このことから、本像は奈良時代後期から平安時代前期の製作と考えられ、県内に伝わる最古の誕生仏として貴重であり、経塚への埋納という歴史的経緯も注目に値する。

- 一 指定番号 有第三八九号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 銅造如来立像 一軀
- 四 所在地 倉敷市浅原一五七三
- 五 所有者 (宗)安養寺
- 六 製作年代 奈良時代前期
- 七 寸法 像高九二・〇センチメートル
- 八 指定理由

本如来像は、朝原山安養寺に祀られている本尊である。寺伝に依ると、朝原山安養寺は、報恩大師により桓武天皇御願の寺として開創したと伝えられている。

本像は銅製で金鍍金を施し、像高は九二・〇センチメートルを測り、その重量は五六・〇キログラムと非常に重たい。頭部は肉髻相とし、多数の小孔をあけて別鑄の螺髪を植え付けていたが、現状ではその多くが失われている。面相部は一見童顔に近く、額は狭小で、口唇の両端を微かに上げて微笑む。首に三道の表現はなく、一条の陰刻線を刻むのみで、これらは古様な特徴を表している。また、両耳は大きく、耳朶は環状貫通している。左手は掌を仰いで五指を軽く曲げるが第二指は欠損する。右手は前に出して第一指、第二指を捻ずる。胸前の衲衣の間には下着の襟をあらわし、衲衣の一端は右肩から左前膊にかかって外側に垂れる。背面では上半身に衣文をたたまず、腰以下の両側に茶杓形の衣文を連ねている点も、七世紀後半から八世紀前半の作例に見られる古様な表現である。

足裏には別鑄した足柄を挿し込むが、うち右足柄は木製後補のものである。この足柄孔は湯口であったと考えられる。像内は中空となり、残土が確認できることから、蠟型鑄造法による造形である。

蛍光X線による材質検査では、銅(Cu)の含有率が九五パーセントから九七パーセントと高く、ほぼ純銅に近い数値を示しており、我が国の他の同時期の作例、例えば国宝 銅造釈迦如来倚像(深大寺/東京都)とほぼ同じ数値を示すことから、本像の製作年代も奈良時代前期と考えられる。

以上のように、像容及び光学的検査の結果から製作年代を特定することが出来る。県下に伝来する金銅仏で、これほどの大きさと出来栄えの優れた遺例はなく、さらに我が国を代表する金銅仏と比較しても遜色のない優品であり、日本彫刻史の貴重な作例である。

- 一 指定番号 有第三九〇号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造狐像 一對
- 四 所在地 岡山市北区後楽園一―五 岡山県立博物館
- 五 所有者 真庭市木山一二六五―一 (宗)木山神社
- 六 製作年代 室町時代
- 七 寸法 像高 珠取像五三・一センチメートル 鍵取像五一・九センチメートル
- 八 指定理由

弘仁七(八一六)年創建と伝えられる木山神社は、真庭市落合地区にそびえる木山山頂にあつて、近隣地域の信仰を寄せられてきた。中世以来、神仏習合によって木山寺が別当となり、木山牛頭天王宮として祀られていたが、明治五(一八七二)年に独

立、木山神社と改号して郷社の社格に列し、昭和九（一九三四）年に県社へと昇格した。昭和三七（一九六二）年、山麓へ里宮を造成して移転、本殿（県指定重要文化財）と随神門（真庭市指定重要文化財）のみを奥宮として山頂に残し、現在に至っている。

この奥宮に安置されていた本像は、向かって右側に珠を銜える珠取像、左側に鍵を銜える鍵取像を配する一対で、その像高は、それぞれ五三・一センチメートル、五一・九センチメートルを測る。

両像共に頸を立てて頭を各々左右に大きく振り、両前脚を揃えて伸ばし、両後脚は折って蹲り、尾を立て対称的に蹲踞する。主材はキリ、副材はスギを用い、頭、頸・胸部、胴部、腰部、尾の部位ごとに分ける寄木造である。胴部及び腰部は箱造りにして、その周囲に小材を寄せて成形する。眼は彫眼であり、銜える珠は共木彫成で金箔を施す。鍵は柄を木製とし、鍵部分は銅製で金箔を施す。表面仕上げは白色顔料（胡粉）を施すが、その彩色は後補である。

前脚裏の柄は竹釘を打ち、臀部の柄はキリの角材を用い、框座に穿たれた柄孔に差し込み安置する。柄の造作は室町時代以降の作例に通じる。

鍵取像内部からは「安政四丁巳年二月十一日」「ツ山福渡丁甚兵へ」「三帳地合直し」等の墨書が確認され、安政四（一八五七）年に現在の津山市福渡町に住む甚兵衛により修理が施されたことが分かる。

同種の作例が乏しく造像年代は速断できないが、その像容から、中世後期以降の新しい信仰の中で造立された狐像と推察される。よって、製作年代は室町時代とすることが現時点では妥当と考えられる。現存例として稀少であり、本県の神道美術史の見地からも、全国的な稻荷信仰史の観点からも重要な彫像である。

- 一 指定番号 有第三九一号
- 二 種別 重要文化財 書跡・典籍
- 三 名称及び員数 大般若波羅蜜多經 二〇〇帖
- 四 所在地 井原市野上町九七一
- 五 所有者 (宗) 千手院
- 六 製作年代 南北朝時代
- 七 指定理由

大般若波羅蜜多經は、唐の玄奘三蔵が集大成した漢訳の大乗仏教の經典で、一六部、六〇〇巻からなる。奈良時代以降、国家鎮護のための悔過増益を期待する大般若經の転読が南都の有力な寺院を中心に行われ、次第に地方にも広がった。中世以降は、村落主体の行事にも用いられるなど、我が国の歴史にとって極めて重要な仏典である。

本大般若經が伝来した千手院は、明治初年に廃寺となった頂見山頂見寺の坊の一つである。頂見寺は、奈良時代の創建伝承を持ち、中世には栄えたと見られるが、近世には寺勢は衰えていた。

千手院に伝わるのは、大般若經六〇〇巻のうち巻一から巻二〇〇までの二〇〇帖であり、一〇帖ごとに經帙に収められ、計二〇の帙は唐櫃に収められている。料紙はタテ約二五センチメートル、ヨコ約四〇センチメートルの楮紙を黄檗で染めて打紙し成巻している。

現装は折本装となっているが、巻末の様子や料紙表面に見られる数条の巻皺、經帙の寸法などから判断して、当初は卷子装であったと考えられる。改装の時期については、巻一一の裏表紙の反故紙に「延享貳年丑三月」、「備中国小田郡走出村持宝

院末寺千手院」との記載があることから、延享二（一七四五）年から遠くない時期と推定できる。また、すでに千手院に移座していたことも分かる。地域間の移動の履歴や改装の時期など、歴史的な変遷が分かる点は貴重であるとともに、巻一から巻二〇〇までがまとまって伝わる点に、意図的な分置が予想できる点も興味深い。

各巻奥書の記述をあわせ見るに、本大般若経は、康暦二（一三八〇）年頃から駅里庄の賀良山極楽寺において製作され、千手院伝来の二〇〇帖は、良憲ら五人の僧が書写にあたったと考えられる。駅里庄は、現在の小田郡矢掛町付近にあった荘園と推測される。賀良山極楽寺は、伽藍山（矢掛町江良）に行基菩薩が開いたと伝わる極楽寺に比定され、当時は書写のための道場のような性格を有していたと思われる。

以上のように、本大般若経は県内の現存例のうち、年代も含めた製作状況、改装時期と移動の履歴が判明し、かつ特定の巻数がまとまって伝わる重要な遺例であり、製作当時の地域の様相を窺わせる点で歴史資料としても看過しえない。

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 一 | 指定番号 | 有第三九二二号 |
| 二 | 種別 | 重要文化財 建造物 |
| 三 | 名称及び員数 | 旧妹尾銀行林田支店 本館・倉庫・金庫・門及び塀 三棟一基 |
| 四 | 所在地 | 津山市川崎八二三 |
| 五 | 所有者 | 津山市山北五二〇 津山市 |
| 六 | 年代 | 大正九（一九二〇）年 |
| 七 | 指定理由 | |

旧妹尾銀行林田支店は、津山市城東伝統的建造物群保存地区から東へ四〇〇メートルほど離れた旧出雲往来沿いに位置しており、官報により、大正九（一九二〇）年に妹尾銀行林田支店として設立、竣工したことが分かる。

妹尾銀行は、大正一一（一九二二）年に第一合同銀行と合併、その後も合併を重ねたが、当支店は、昭和四八（一九七三）年まで銀行として使用された。昭和五〇（一九七五）年に津山市へ譲渡されたのちは、平成二一（二〇〇九）年まで津山洋学資料館として使用され、同資料館が移転した現在では、アートギャラリー「PORT ART&DESIGN TSYAMA」として活用されている。

本館は、敷地南寄りに南面して立ち、桁行五間、梁間四間の木造平屋建で、入母屋造、天然スレート葺、平入とし、正面を入母屋屋根とした玄関ポーチを張り出す。外観は、仏殿を思わせる二重屋根の形式で、屋根は身舎を七寸勾配、下屋を五寸勾配とし、緩やかな反りを付ける。各棟は瓦で造り、端部に獅子口を置く。軒は共に二軒で吹寄垂木を配し、軒先に檜皮の軒付、丸蛇腹を施し、特異な形式を見せる。外壁は真壁で、基礎は花崗岩の延石を並べ、土台、柱、腰の大和張りも全て、良質な証目杵材を贅沢に使う。また、周囲四面にガラス窓を開き、外側に木製連子格子を付ける。

内部は一室の空間で、下屋の枯木により上部構造を支え、折り上げた中央を吹抜として、天井は吉野杉の鏡板をはめ込んだ二重折上格天井、壁上部を高窓とし、下部に組子細工と屋久杉を張り、素材の選定から意匠の細部にまで拘りを見せる。

倉庫は、敷地北側に位置し、東西一五・八五メートル、南北六・七二メートルの規模とし、煉瓦造平屋建、切妻造、棧瓦葺、平入とする。イギリス積の重厚な煉瓦造で、入口上部に半円アーチを施し、建設当初は出入口を北側のみに付けていた。小屋組は木造トラスとする。出入口の増設など、一定の改変が見られるが、当初の状態を良く残している点は評価できる。

金庫は、本館と倉庫の間の西側に建ち、東西二・三〇メートル、南北三・一五メー

トルの規模とし、鉄筋コンクリート造平屋建、切妻造、棧瓦葺、平入とする。外観は、外壁に目地を入れた人造石研ぎ出し仕上げとし、石造風に見せる。入口は鋼製の二重扉とし、厚さ一二センチメートルの両開きの外扉と格子の内扉が取り付く。

門及び塀は、南側正面道路沿いに門を開き、北面を除く敷地周囲に塀を回す。門は二・三〇メートルの間口を開く石柱の形式で、やや後退して中央に二本の支柱を一對に立て、両脇に各二本の柱を前後に立て、前方西側に二本の柱を伴う塀を伸ばす。南側の門及び塀は総延長一四・三四メートルで、塀は東側を一七・六六メートル、西側を二一・九八メートルの規模とする。塀は境界に沿って高さ三メートルの重厚な煉瓦を築き、上部にくり型を施した石（花崗岩）製の笠木かさぎを乗せる。南面の門及び塀のみ鉄筋コンクリート造で、仕上げに煉瓦タイルを張り、地覆じふくの延石のべいしに水練りみずくを付ける。門及び塀ともに、間に白い石のボーダーを入れ、煉瓦と石を組み合わせた意匠とする。

本館は、仏殿の意匠を取り入れた銀行建築として極めて特異といえる。高度で伝統的な木造の技法と煉瓦や鉄筋コンクリート等の新しい建築技術を、構造から細部の意匠にまで駆使した建築で、倉庫・金庫・門及び塀を含めたこれら建物群は、県内では他に類例がなく、地方における大正期の質の高い銀行建築として貴重である。

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定を次のとおり解除した。

令和六年三月十五日

岡山県教育委員会

一 認定番号 無第四二号

二 認定年月日 平成十八年三月十七日

三 種別 重要無形文化財

四 名称 木工芸

五 保持者の住所、氏名及び生年月日

真庭市草加部

國本 敏雄

昭和十一年四月二十日生

六 解除年月日及び理由

令和五年五月三十日 保持者死亡のため

◎岡山県公安委員会告示第二十号

令和四年岡山県公安委員会告示第百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部を次のように改正する。
令和六年三月十五日

本則の表十九の項を次のように改める。

岡山県公安委員会

十九	総社市秦五六九番地 株式会社総社自動車教習所 代表者 水嶋 浩二	倉敷市松島一〇九番地 倉敷マスカット自動車学校	1 第一号課程 四輪運転者教育課程（ビギナーコース） 2 第二号課程 二輪運転者教育課程（ビギナーコース） 3 規則第一条第三号に掲げる課程 高齢者講習同等課程 4 第四号課程 四輪運転者教育課程（シニアコース） 5 第六号課程 四輪運転者教育課程（更新時講習同等） 第六号課程 第七号課程 普通自動二輪車の二人乗り運転に関する習熟課程 第七号課程 第八号課程 (2) (1) 四輪運転者教育課程（レギュラーコース） 二輪運転者教育課程（レギュラーコース）	平成十二年五月八日。ただし、6に掲げる課程は平成十七年八月十七日、5に掲げる課程は平成二十五年五月二日、3に掲げる課程は令和六年二月二十八日
----	--	----------------------------	--	--

◎岡山県公安委員会告示第三十一号
 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の三第一項の規定により、次のとおり運転免許取得者等検査を認定した。
 令和六年三月十五日

岡山県公安委員会

項	一
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	総社市秦五六九番地 株式会社総社自動車教習所 代表者 水嶋 浩二
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	倉敷市松島一〇九番地 倉敷マスカット自動車学校
運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	1 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号。以下「規則」という。）第一条第一号に掲げる方法 2 認知機能検査同等検査 規則第一条第二号に掲げる方法 運転技能検査同等検査
認定をした年月日	令和六年二月二十 八日